

## 第5章・第6章の審議事項について

### 第5章

#### ○歴史文化保存活用区域について

歴史文化保存活用区域とは、文化財の種別や指定・未指定に関わらず、様々な文化財が特定の地域に集まっている場合に、関連文化財群を核として、歴史資産と一体となる周辺環境も含め、文化的な空間を創出するための区域として定めるもの。

下記のとおり3つのテーマに沿って歴史文化保存活用区域を設定した。

関連文化財群の メインテーマ	中核となる文化財	歴史文化が対象とする区域
(1) 生産の歴史文化	野路小野山製鉄遺跡 木瓜原遺跡	ものづくり文化 保存活用区域
(2) 信仰の歴史文化	史跡芦浦観音寺跡	船奉行芦浦観音寺 保存活用区域
	古代寺院 草津のサンヤレ踊り	信仰のかたち 保存活用区域
(3) 街道の歴史文化	史跡草津宿本陣 東海道 中山道	宿場と草津宿本陣 保存活用区域
	矢橋港 矢橋道	草津を形作る街道と港 保存活用区域

### 第6章

#### ○草津市歴史文化基本構想の実現に向けた、情報発信の方法と公開施設について

→第2節(5)に記載(60頁)

#### ○前回の策定委員会の指摘により、修正した「期待される効果」について

→第1章より移動し、第6章第3節に記載(60・61頁)